○笛吹市パブリックコメント制度実施要綱

平成18年6月12日
訓令第27号

(趣旨)

第1条　この要綱は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民に開かれた行政の実現に資するため、市の政策立案過程に広く市民の意見又は提案(以下「意見」という。)を反映する「笛吹市パブリックコメント制度」(以下「本制度」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において「実施主体」とは、本制度の対象を所管する市長部局、農業委員会及び教育委員会事務局の課室(以下「実施主体」という。)において行うものとする。

2　この要綱において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　本市の区域内に住所を有する者

(2)　本市の区域内に事務所又は事業所を有する者

(3)　本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(対象)

第3条　本制度の対象は、次に掲げる行政運営に係る基本的な事項を定める方針、計画その他これらに類する事項(以下「基本方針等」という。)とする。

(1)　市の総合的な施策に関する構想、計画

(2)　市の基本方針を定めることを内容とする条例、指針等

(3)　市の各行政分野の施策の基本事項を定める計画、指針等

(4)　実施主体が特に必要と認めるもの

2　前項の規定にかかわらず、迅速性、緊急性を要するもの及び軽微なものについては、当該基本方針等を所管する実施主体の長の判断により、本制度の対象としないことができるものとする。

3　市税の賦課及び徴収、その他金銭の徴収、給付等に関することについては、本制度の対象外とする。

(意見提出の時期)

第4条　実施主体は、基本方針等の策定及び改定について、最終的な意思決定を行う前に、当該基本方針等の案を公表し、市民から意見の提出を求めるものとする。

(公表及び意見提出の方法等)

第5条　実施主体は、意見の提出を求める際、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1)　基本方針等の案
(2)　意見の提出を求める期間、提出方法及び提出先
(3)　その他意見の提出に必要な事項

2　基本方針等の案を公表するときは、当該案を作成した趣旨、目的、背景等、市民が内容を十分に理解し得る資料を公表するよう努めるものとする。

3　第1項及び第2項に掲げる事項の公表については、実施主体において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するほか、必要に応じて市の発行する広報誌へ掲載する等、市民に周知を図るよう努めるものとする。

4　公表する基本方針等の案の内容が相当量に及ぶ場合は、全てを公表する必要はないが、その場合、当該案の概要を公表するものとする。

(意見の提出等)

第6条　意見の提出期間は、30日を目安とし、市民が意見を提出するために必要と判断する期間を考慮して、実施主体が定めるものとする。

2　意見の提出方法は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便、ファクシミリ及び電子メールによるものとし、実施主体は必要に応じ、これらの方法に加えて、他の方法を定めることができるものとする。

3　実施主体は、市民が意見を提出するに当たっては、意見を提出する者の氏名及び住所を明記させるものとする。

(意見の活用)

第7条　実施主体は、基本方針等に係る最終的な意思決定を行うに当たっては、市民から提出された意見を考慮するとともに、当該意見の概要及びこれに対する市としての考え方並びに基本方針等の案を修正した場合にはその修正の内容及び理由を公表するものとする。

2　実施主体は、提出された意見の中に、市等の権利利益を害するおそれがあり、公表することが不適切と判断される情報が含まれている場合には、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

3　第1項に規定する公表は、第5条第3項に規定する方法により行うものとする。

(一覧表の作成)

第8条　実施主体は、本制度の実施に当たり、意見募集案件、募集期間等を定めた実施計画及び実施結果を総合政策部長に報告するものとする。

2　総合政策部政策課長は、本制度の実施状況を取りまとめた一覧表を作成し、総合政策部政策課に備え付けるとともに、市のホームページに掲載するものとする。

（その他）

第9条　実施主体は、本制度の実施に当たり、この要綱に定めのないものについては、総合政策部長と協議し、決定するものとする。

附　則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附　則（平成19年3月20日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成19年10月1日訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年3月25日訓令第8号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成30年3月28日訓令第10号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。